

国際連合食糧農業機関

(Food and Agriculture Organization of the United Nations:FAO)

令和8年4月
農林水産省輸出・国際局
国際戦略グループ

国連の主要機関



国際連合食糧農業機関 (FAO) とは



組織・概要

- 設立: 1945年10月16日
- 加盟: 193加盟国、1加盟組織 (EU)、
2準加盟国 (フェロー諸島、トケラウ)
- 総会: 2年に1度、本部 (ローマ) で実施
(直近は2025年7月)

目的

- 以下の施策を通じた、世界経済の発展と
人類の飢餓からの解放
 - ① 世界各国国民の栄養水準・生活水準の向上
 - ② 食料・農産物の生産・流通の改善
 - ③ 農村住民の生活条件の改善

活動内容

- 中立的で国際的な検討の場の提供
- 調査分析、情報の収集・提供
- 国際条約・規範等の策定・執行
- 開発途上国への技術協力等の提供

予算規模

- 予算総額: 約10億米ドル (2026-27年)
(通常予算ベース)

事務局長

- チュー・ドンユイ (屈 冬玉) 氏
中国出身 (前中国農業・農村部副部長)
(任期: 2019年8月～2023年7月 (1期目))
(2023年8月～2027年7月 (2期目))
※ 1期4年、再選は1回まで可能



事務局

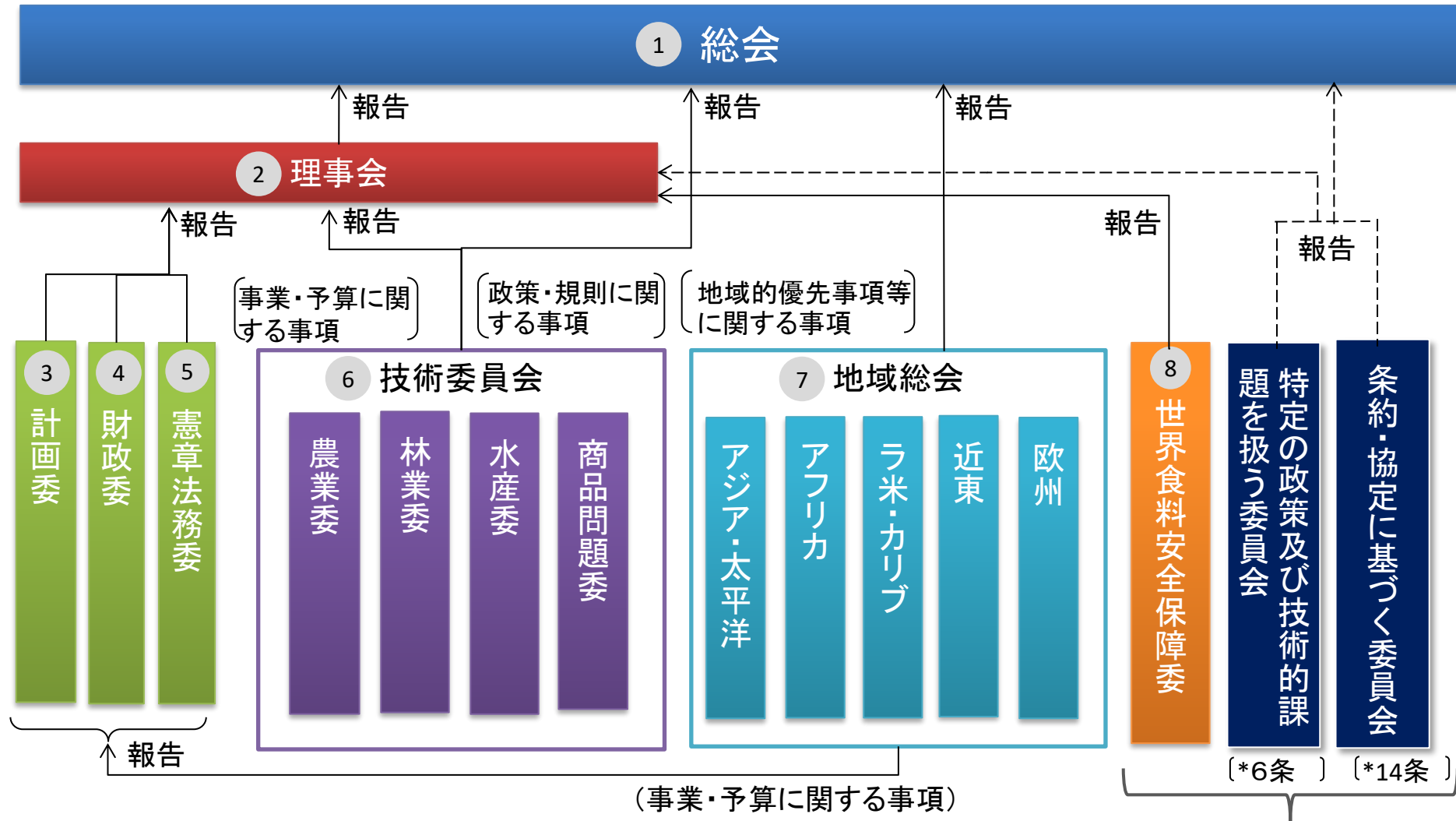
- 本部 (ローマ)
5地域事務所、11地域支所、100以上の国別事務所
6連絡事務所 (含駐日連絡事務所 (横浜市))
7連携・連絡事務所
- 総職員数: 15,840名 (うち約2割がローマ勤務) (2024年12月)
(専門職以上の職員定数 (通常予算) は1,402名、
うち、邦人職員38名) (2026年4月)

我が国との関係

- 日本は1951年に加盟
- 49か国で構成する理事国のひとつ
- 米国、中国に次ぐ第3位の分担金拠出国
(約6,881万ドル: 全体の6.93% (2026-27年))
- 農林水産省は、任意拠出により各種事業を実施
(2026年度予算額: 約4.5億円 (約3,005千米ドル))

FAOの運営機関（Governing Body）及び主な会合

運営機関の全体像



※「6条」及び「14条」は、各委員会設置の根拠となるFAO憲章の該当条文を指す。
※FAO憲章で報告義務が明示されているものは実線、そうでないものは破線。

運営機関では無いものの、FAOの政策策定や意思決定を補完し、専門的な助言や調整の役割を果たす。

各運営機関等の概要

名称	概要
1 総会 (Conference, C)	<ul style="list-style-type: none">FAOの最高意思決定機関。隔年(奇数年)で開催。
2 理事会 (Council, CL)	<ul style="list-style-type: none">世界の食料・農業の現状の確認、FAOの事業、戦略枠組み、中期計画、事業計画・予算、総務・経理、憲章関係等を審議。総会が選出する49ヶ国(任期3年)、独立議長(任期2年)で構成。
3 計画委員会 (Programme Committee, PC)	<ul style="list-style-type: none">事業、戦略枠組み、事業計画・予算等を審議。理事会が選出する12名の加盟国代表と議長(両者任期2年)で構成。
4 財政委員会 (Finance Committee, FC)	<ul style="list-style-type: none">事業計画・予算等の審議等を通じ理事会の財務管理を支援。理事会が選出する12名の加盟国代表と議長(両者任期2年)で構成。
5 憲章法務委員会 (Committee on Constitutional and Legal Matters. CCLM)	<ul style="list-style-type: none">理事会/事務局長が提起する憲章や法務的事項について審議。理事会が選出する7名の加盟国代表と議長(両者任期2年)で構成。
6 技術委員会 (Technical Committee)	<ul style="list-style-type: none">農、林、水産、商品問題の各委員会の総称。隔年(偶数年)で開催。出席登録すれば全加盟国の参加が可能。各委員会で議長を選出。
7 地域総会 (Regional Conference)	<ul style="list-style-type: none">域内の活動や優先度、政策課題等を審議。隔年(偶数年)で開催。各地域に属する加盟国が参加。各地域総会で議長を選出。
8 世界食料安全委員会 (Committee on World Food Security, CFS)	<ul style="list-style-type: none">世界の食料安全保障と栄養に関する幅広いテーマを議論。毎年開催。FAO、IFAD、WFPが共同運営。在ローマ各国大使が2年毎に地域持ち回りで就任。FAOの運営機関ではないものの、食料安全保障に関する助言を行う役割を担う。

FAOの主な機能

1 国際的な検討の場の提供

加盟国等の参加による、食料・農林水産業に関する国際的な議論や、政策立案の場を提供

(例)

総会(2年毎に開催、2023年7月・第43回総会)

国連食料システムサミット2年後フォローアップ会合(2023年7月)

世界食料安全保障委員会(毎年開催)



2 国際条約・規範等の策定・執行

(例) 国際植物防疫条約(IPPC: International Plant Protection Convention): 植物に有害な病害虫の侵入・まん延防止に向けた行動の協調

(例) 食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR: The International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture): 各国の保有する植物遺伝資源に対するアクセスと利益配分を共通ルール下で実施

(例) コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission): 国際食品規格の策定等

(例) 違法漁業防止寄港国措置協定(PSM: Port State Measure 協定): IUU漁業等に従事した船舶の入港拒否、港の使用の拒否、船舶の検査等の実施

3 調査分析、情報の収集・提供

• 統計情報の収集・提供
(例) 「FAOSTAT」、「Statistical Yearbook」等

• 食料・農業の動向に関する調査研究
(例) 「世界の食料安全保障と栄養の現状」(WFP、IFAD等と共著)、「世界食料農業白書」、「世界森林白書」、「世界漁業養殖業白書」等

• 食料価格・需給に関する情報提供
(例) 「Food Price Index」、
「OECD-FAO Agricultural Outlook」



4 開発途上国への技術協力の提供

• 各国からの要請を受けた政策助言・技術支援の提供

• 鳥インフルエンザ、サバクトビバッタ対策、自然災害対策等の緊急支援事業の実施
(例) 疾病・害虫の影響を受けた小規模農家への緊急支援

• 農林水産省も人的・資金的に支援



農林水産省が拠出しているFAOトラストファンド事業(令和8年度)

事業名	拠出額(百万円)	拠出期間
準専門家派遣拠出金	48	S48～
食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGRFA)拠出金	54	H26～
効率的水利用・水管理対策推進事業	34	R7～9
森林資源の循環利用を通じた生物多様性保全支援事業	73	R8～
SPSルール・メイキング戦略推進事業(うち食品安全)	55	R7～11
SPSルール・メイキング戦略推進事業(うち動物衛生)	31	R7～11
SPSルール・メイキング戦略推進事業(うち植物防疫)	50	R7～11
持続的漁業達成事業(うちFAO拠出分)	41	R2～8
農業市場情報システム強化支援事業	6	R8～
世界農業遺産保全管理体制強化支援事業	1	R8～
途上国における農業分野の気候変動緩和等支援事業	20	R5～9
グローバルサウス地域の有用在来遺伝資源の保全・活用支援事業(FAO拠出)	34	R8～

事業概要については、こちら[令和8年度ODA予算等概算決定の事業概要](#)

【合計約4.5億円】